

住空間プラスワランティ サービス規約

《本規約の概要》

住空間プラスワランティ サービス規約(以下「本規約」といいます)は、住空間プラスワランティ サービス登録証(以下「登録証」といいます)記載の住宅(以下「対象住宅」といいます)に設置された、登録証に記載の住宅設備(以下「対象設備」といいます)について、以下のとおり対象設備の延長保証サービスの提供を定めるものです。

本サービスの加入者(以下「加入者」といいます)とは、当社が請負契約に基づき設置した対象設備の注文者(うち、本規約に同意のうえ、申込をいただいた方を指します)。

住空間プラスワランティ(以下「本サービス」といいます)とは、対象設備の製造者による取扱説明書等にに基づく適切な使用状態で、第2条に定める延長保証期間中、対象設備に故障が発生した場合、対象設備のメーカー保証書の記載内容および本規約に基づいて、修理サービスを提供するものです。

また、対象設備のメーカー保証の対象となる場合は、本サービスの対象となりません。本サービスは、直接金銭を提供するものではありません。当社以外で修理を依頼された場合には、本サービスが適用されませんのでご注意ください。

第1条(本サービスの開始)

- 1.当社は、保証料金の支払いと引き換えに、登録証を加入者に対し、書面で交付または電子メールを送信する方法により発行します。
- 2.当社または当社委託先が加入者に対し登録証を電子メールで送信した時点または当社または当社委託先が加入者に対し登録証を書面で交付した時点で、本サービスの加入手続は完了とします。
- 3.本サービスは、対象設備のメーカー保証が終了した日の翌日から開始します。

第2条(延長保証の期間・保証限度額)

- 1.本サービスは、部品毎のメーカー保証期間終了日の翌日より、登録証に記載されたサービス終了日に終了します(以下、この期間を「延長保証期間」といいます)。
- 2.メーカー保証期間内に初期不良等でもメーカー及び販売店より代替品(同一機種)が提供された場合でも、延長保証期間は変更されないものとします。ただし、同等機種の対象設備の詳細情報を登録証に記載の修理受付伝言ダイヤル(以下「修理受付伝言ダイヤル」といいます)に必ず連絡するものとします。
- 3.延長保証期間内において修理回数に制限はないものとします。ただし、延長保証期間中、修理に係る費用300万円までを限度額として本サービスの提供を行うものとします(対象設備が複数ある場合も複数台、対象住宅1戸あたり総額300万円までを限度額とします)。修理費用に関しては通常当社で修理を行った際にかかる費用から算出するものとします。また、修理に係る費用が対象住宅の修理限度額に達した場合、本サービスの残り期間に関わらず、対象住宅における本サービスの提供は終了するものとします。

第3条(延長保証期間の例外)

- 延長保証期間中であっても、以下の各号に定める場合、当該対象設備に係る本サービスは終了します。なお、本サービスの保証料金の返金は行いません。
- (1)対象設備が本サービスの対象とならない事由(経済的な減失を含みます)した場合
 - (2)第9条の定めるところに従い、代替品が提供された場合
 - (3)メーカーの倒産、事業撤退その他メーカーがその責任により、対象設備の修理を行えない場合(事業承継等により、メーカーと同等水準・同等条件にて修理を行う者が存在する場合、第9条の定めるところに従い代替品の提供が可能な場合は除きます)

第4条(本サービスの対象設備)

本サービスの対象となる対象設備とは、登録証記載の対象住宅に設置された登録証に記載の住宅設備に限ります。

第5条(本サービスの内容)

対象設備の製造者による取扱説明書等に基づく適切な使用状態で延長保証期間中に対象設備に故障が生じた場合、対象設備のメーカー保証書の記載内容および本規約に基づいて、修理サービスを提供します。

第6条(修理の依頼)

- 1.延長保証期間中に、対象設備の取扱説明書及び本体貼付付ラベル等の注意書きに従った正常な使用状態で本商品に故障が生じた場合、加入者は、修理受付伝言ダイヤルに連絡して、修理を依頼することができます。
- 2.修理受付伝言ダイヤル以外に連絡して、対象設備の修理を依頼された場合は、本サービスの対象となりません。
- 3.加入者より修理依頼に際してご通知いただいた情報と登録証記載の登録情報との間に相違があった場合、その他加入者より必要な情報のご通知をいただけない場合には、本サービスが提供されない場合があります。
- 4.修理の依頼は延長保証期間中に限り行います。修理の依頼、受付が延長保証期間の末日より後になされた場合は、本サービスの対象となりません。
- 5.加入者側の事情により、修理受付日から1カ月経過しても修理の着手ができない場合には、修理受付を無効とします。

第7条(報告義務)

加入者は次の場合は、速やかに修理受付伝言ダイヤルに連絡しなければなりません。次の各号に関して連絡がなされない場合、延長保証期間内であっても、本サービスの対象とならない場合があります。なお、この連絡は、登録証に記載された加入者ご本人からご通知いただいた場合に限りあります。

- (1)延長保証期間終了前、氏名または連絡先(電話番号・住所・メールアドレス)に変更があった場合。
- (2)対象設備に対する代替品がメーカーより提供された場合。

第8条(第三者への対象住宅の賃貸・譲渡)

延長保証期間中に第三者へ対象住宅を賃貸、譲渡した場合は、修理受付伝言ダイヤルへ連絡してください。連絡がない場合は、延長保証期間中であっても本サービスの対象となりません。

第9条(代替品の提供)

- 1.本サービスによる1回の修理の費用見積額が対象設備のご購入金額(税込)を超過する場合や、修理が不可能な場合(メーカーによる部品供給不可等)は、当社が指定する同機種または同等品を代替品として提供することをもって修理に代えるものとします。代替品の提供により、本サービスは終了します。なお、本サービスの保証料金の返金は行いません。
- 2.代替品の提供にあたって、加入者は当社に対して機種又は品名その他の指定を行うことはできないものとします。

第10条(本サービスの対象外となる事由)

次の場合は延長保証期間中であっても本サービスの対象とならないものとします。

- (1)登録証に記載のない住宅設備の場合。
- (2)登録証の情報と連絡先及び修理依頼商品に相違がある場合。
- (3)対象設備を譲渡または販売し、名義及び使用者が変更になった場合。
- (4)修理受付伝言ダイヤル以外に対象設備の修理を依頼された場合。
- (5)取付工事に起因する対象設備機器の不具合。
- (6)対象設備の部品交換を伴わない調整及び手直し修理(清掃、設定等)で完了する場合等。
- (7)対象設備の処分に係る費用(リサイクル費用を含む)。
- (8)対象設備の機能及び使用の際に影響の無い損害(外観の瑕疵を含む)機能または性能に支障がないサビ・変色および損耗・摩擦等の経年劣化(例えば、商品のキズ、腐食・色あせ、木製品の反り・ひび割れ、樹脂製品および戸たて・ゴムパッキンの変形・変質・割れ・切れ、収納棚の扉の段差等)。
- (9)対象設備の通常使用に支障の無い部分で経年劣化の範囲に該当するもの。
- (10)対象設備のメーカーの責に起因した故障または損傷。
- (11)電池、電球、フィルター類、ガスコンロの焼き網、パッキン等メーカーの定める消耗品の交換である場合。但し、加入者が直接交換を行う事が困難な弁類(減圧弁・圧力弁等)の交換は保証対象とします。
- (12)対象設備以外の工事箇所が原因の故障(電線・電源、配管等が原因による故障)。
- (13)対象設備本体以外の据付けや施工の際に使用する部材・部品に係る費用。

- (14)対象設備本体に接続された対象設備以外の機器の修理に要する費用。
- (15)対象設備に追加で取り付けることが可能な部品・装置の故障または損傷、もしくは当該追加部品・装置に起因した対象設備の故障または損傷。
- (16)お買い上げ後の取り付け場所の移動落下等によって生じた、対象設備の故障または損傷。
- (17)一般家庭用以外(例えば業務用使用、車両や船舶への搭載)での使用によって生じた故障、傷、錆、カビ等。
- (18)高所作業車等を使用してした場合等、特殊な場所における修理作業が必要となった場合の当該作業に要する追加費用。
- (19)遠隔地、離島等、対象設備の製造者が定める地域以外への出張に要する費用。
- (20)対象設備の故障または損傷の原因で発生した、第三者および他の財物への損害。
- (21)対象設備のメーカーがリコール宣言を行った後のリコールの原因となった部位にかかる本商品の修理。
- (22)修理のご依頼が、延長保証期間の末日より後になされた場合。
- (23)対象設備が日本国外に持ち出された場合の日本国外からの修理依頼。
- (24)対象設備の修理を依頼された際、故障内容が再現しない場合、または本サービスの対象外の原因による故障であることが判明した場合の修理技術費用、部品代金、出張費用、物流費用、修理見積費用及び諸経費。
- (25)対象設備が盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって頒得された商品の場合
- (26)対象設備が改造品の場合。
- (27)その他前各号に準ずる場合

第11条(免責事項)

直接的、間接的に関わらず、次に掲げる事由によって生じた対象設備の故障または損傷は本サービスの対象となりません。

- (1)メーカー保証の給付がなされるべき故障(製造者が特別保証している不具合を含みます)。
- (2)取扱説明書等に反する使用または維持管理の不備等に起因する不具合(例えば、塩素系の洗剤・漂白剤等の使用による腐食、維持管理の不備による汚れ・錆等、メーカーが定める定期的清掃等を含む)の不備によって生じた故障及び改造。
- (3)不適切な使用(落下、衝撃、水濡れ、電池漏液、増設及び改造行為等)または管理の不備によって生じた本商品の故障、傷、錆、カビ等。
- (4)対象設備の移送(移動を含む)、分解等を行った場合。
- (5)第三者による輸送、加工、組み立て、施工、管理、メンテナンスの不備等に起因する不具合(例えば、ハウジング業者による不適切な洗浄剤の使用による変色、腐食、割れ等)。
- (6)建築躯体の変形など対象設備以外の不具合。
- (7)昆虫や動物の行為に起因する不具合、植物等の外部要因での変質・変色、その他類似の事由。
- (8)水道法に規定された水質基準に適合しない水以外の水(井戸水、温泉水、地下水等)の使用によって生じた故障、水濡れ、タンクや配管の腐食等。
- (9)給水・給湯配管内の凍結、青水の発生およびそれによる変色。
- (10)故意・重過失による故障。
- (11)火災・落雷・爆発または外部からの物体の落下・飛来・衝突もしくは倒壊等の偶然かつ外来の事由。天災地変または戦争・外国の武力行使・革命・政權奪取・内乱・武装反乱、その他類似の事変又は暴動や破壊行為(群衆または多数の者の集団によって著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態)。
- (12)地震・津波・噴火・地盤沈下・水害・風害・その他天災ならびにガス害・塩害・公害及び異常電圧。
- (13)核燃料物質(使用済燃料を含む。以下同様)若しくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂物質を含む)の放射性や爆発性、その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。
- (14)盗難・詐欺・横領または紛失による場合。
- (15)その他前各号に準ずる場合

第12条(間接損害)

次の損害等については本サービスの対象とならないものとします。

- (1)対象設備の故障または損傷に起因して他の財物に生じた故障、若しくは損傷等の損害。
- (2)対象設備の故障または損傷に起因して、対象設備、その他の財物が使用出来なかったことによって生じた損害。
- (3)対象設備の故障または損傷に起因して生じた身体の傷害(傷害に起因する死亡及び経済的または精神的損失を含む)。

第13条(見解相違の場合)

故障及び損害の認定などについて、当社と加入者等との間で見解の相違が生じた場合、当社は中立の第三者の意見を求めることができるものとします。

第14条(解除)

当社は、加入者が、次のいずれかに該当する場合には、登録証記載の住所宛てに書面による発送をもって、本サービスを解除することができます。

- (1)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること。
- (2)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- (3)反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- (4)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

第15条(本サービスの範囲)

本サービスは日本国内においてのみ有効です。

第16条(個人情報の使用)

- 1.当社は、加入者よりご提供いただいた個人情報を以下の目的で使用します。
 - (1)本サービスの提供。
 - (2)本サービスを提供するために必要な範囲内での、協力会社(メーカー・修理会社・販売店・金融機関・修理受付伝言ダイヤル等)、保証引受会社、保険会社等への個人情報の提供。
 - (3)本サービスおよび当社のその他のサービスの品質向上を目的として、加入者への電子メール、郵便物によるアンケート調査。
 - (4)当社のサービス案内およびキャンペーン等の告知。
 - (5)本サービスの品質向上を目的として、加入者における本サービスの利用に関する情報を収集し分析すること。
- 2.本サービスを提供するため、以下の場合、当社の責任において、協力会社(メーカー・修理会社・販売店・金融機関・修理受付伝言ダイヤル等)、保証引受会社、保険会社等へ加入者の登録証に記載された個人情報を提供します。
 - (1)本サービス提供に際して当社と協力会社による個人情報の共有が必要となる場合。
 - (2)本サービスの履行に伴うリスクを対象とする損害保険会社との間の保険契約の締結、保険金の請求その他の保険契約に関する諸手続きのために個人情報の提供が必要となる場合。
- 3.個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合があります。

第17条(本規約の変更)

- 1.当社は以下のいずれかに該当する場合に、当社の裁量により、本規約を変更することができます。
 - (1)本規約の変更が、加入者の一般の利益に適合する場合。
 - (2)本規約の変更が、本規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合。
- 2.当社は前項による本規約の変更を、変更後の本規約の効力発生日の1カ月前までに、利用規約を変更するとし変更後の本規約の内容とその効力発生日を加入者に書面または電磁的方法により行うものとします。
- 3.変更後の本規約の効力発生日以降に加入者が本サービスを利用したときは、加入者は、利用規約の変更に同意したものとみなします。

以上

修理に関するご質問・ご相談は『修理受付伝言ダイヤル』までお問い合わせください。

 0120-139-088

24時間
365日受付※

受付内容：故障・不具合のご相談・ご依頼

※専任者による電話対応は、平日9時～17時となります。他時間帯は受付のみとなります。予めご了承ください。